Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年7月豪雨関連

同時発表 中国運輸局、広島運輸支局、岡山運輸支局 四国運輸局、愛媛運輸支局 平成30年8月15日自動車局整備課

自動車検査証等の有効期間の再伸長について

~期間の延長及び対象地域の見直し(広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域)~

平成30年7月豪雨の被害に伴い、被災地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間を伸長しているところです。これらの地域においては復旧・復興が進んでいるところですが、未だ継続検査の受検が困難であるため、広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域*の自動車については、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、岡山県及び愛媛県の一部地域*の事業者が交付した保安基準適合証等の有効期間を再伸長することとしましたので、お知らせします。

ひろしまし あ き く か まきぐんくまのちょう あきぐんさかちょう * 広島県:広島市安芸区、安芸郡熊野町、安芸郡坂町(自動車検査証)

*岡山県:倉敷市真備町(自動車検査証及び保安基準適合証等)

*愛媛県:大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町(自動車検査証及び保安基準適合証等)

1.平成30年7月豪雨の被害に伴い、上記被災地域に使用の本拠の位置を有する車両の使用者は、未 だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下 のとおり**自動車検査証の有効期間を再伸長**することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険(共済)の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条の規定に基づき、保安基準適合証等 1の有効期間についても再伸長することとし、本日、公示しました。

1 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章。

対象車両及び措置内容

【自動車検査証】 広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車 検査証の有効期間が平成30年7月7日から9月2日までのものを9月3日まで 伸長

【保安基準適合証等】 岡山県及び愛媛県の一部地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項 に規定する指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等であって、保安基準 適合証等の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのものを9月3日まで 伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

<お問い合わせ先> 自動車局整備課

自動車検査証関係 加野島、森 TEL:03-5253-8589(直通) FAX:03-5253-1639

保安基準適合証等関係 田辺、齋藤 TEL:03-5253-8600(直通) FAX:同上

公示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

- 1. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第61条の2の規定により、愛媛県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年9月2日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。
- 2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成8年法律第85号)第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利 益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示(平成30年国土交通 省告示第947号)に基づき、愛媛県の一部地域に事業場を置く道路運送車両法 第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付 した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30 年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年9月3日をもって満了す るものとする。

一部地域

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

平成30年8月15日

四国運輸局 愛媛運輸支局長